

郵政契約法20条裁判 地裁・高裁 東西最高裁判決						
手当・休暇	東京地裁	大阪地裁	東京高裁	大阪高裁	東最高裁	西最高裁
裁判判決日	17.9.14	18.2.21	18.12.13	18.2.21	20.10.15	20.10.15
住居手当	6割支給	10割支給	10割支給	10割支給	○	○
年末年始勤務手当	8割支給	10割支給	10割支給	10割(5)	○	○
扶養手当	請求せず	10割支給	請求せず	×	請求せず	○
夏季・冬期休暇	○	請求せず	○	○(5)	○	○
有給の病欠休暇	○	請求せず	○	○(5)	○	○
早出勤等手当	×	×	×	×	○	○
祝日給	×	×	×	○(5)	○	○
夜間特別勤務手当	×	請求せず	×	請求せず	○	請求せず
夏季年末手当(賞与)	×	×	×	×	×	×
外務業務手当	×	×	×	×	×	×
業務精通手当	×	×	×	×	×	×

※大阪高裁にある(5)は、契約期間が通算5年を超える契約社員

労働運動委員会ニュース

No.280 2020年10月16日

発行責任者 宮川 敏一
東京都千代田区神田神保町2-10 三辰工業ビル3階
TEL (03) 6380-9960 FAX (03) 6380-9963
E-mail miyakawa@sinsyakai.or.jp

労働契約法20条を空想の世界に追いやった 格差容認 2100万人の非正規を突き落とした



「最高裁はサイテーだ!」「ありえない不当判決!」「非正規は見棄てられた!」。10月13日午後、非正規差別なくせ裁判(大阪医大事件・メトロコマース事件)の判決が出た最高裁前では、怒号とため息が飛び交った。

同じ仕事なら有期と無期とで差別をしてはならないという「労働契約法20条」に基づく格差是正の裁判。6年の時間を経て、大阪医大事件では「賞与の6割」、メトロコマース事件では「退職金の4分の1」が高裁で認められていた。そうした格差是正の流れがある中、最高裁は完全にそれをひっくり返して「賞与・退職金」をゼロにしてしまったのだ。アベの「同一労働同一賃金」「女性総活躍」政策はどこに消えてしまったのか。



メトロコマース原告の疋田節子さん(写真上)は最高裁前で、「非正規は奈落の底に突き落とされた! 非正規2千万人の期待を裏切るものだ」と声を震わせた。

判決理由は何なんだろう。第3小法廷・林景一裁判長は判決文で「退職金は継続的な勤務に対する報償の性格があり、人材の確保やその定着を図る目的がある」などの理由に挙げ、正社員の退職金制度を正当化し、10年勤めようと非正規社員は関係ない、という判断を下した。判決文はくどくどしい文章で「4分の1退職金」がなぜだめなのか、非常にわかりにくいものだった。ただ一つ言い訳のようにあったのは、1名の裁判官(宇賀克也裁判官)の「原審の判断は是認することができ」との反対意見が付されていることだった。

後呂良子さんは「最高裁には1年7か月も時間を待たされた。それでこんなひどい判決しか書けない。印紙代を返してほしい」と言った。原告の名前も平気で間違える、そんなところに、最高裁の非正規労働者を扱う姿勢が表れているのだろう。

非正規の格差是正に足がかり！ 郵政「労働契約法20条裁判」で最高裁判決

10月15日午後、日本郵政の非正規格差をめぐる「労働契約法20条裁判」の最高裁判決（第1小法廷・山口厚裁判長）が出た。2日前の大阪医大・メトロコマース事件では「賞与・退職金なし」の労働者側敗訴で、原告・支援者は

怒りに震えていたが、この日は打って変わった。最高裁判は喜びの歓声にあふれ、原告と支援者の抱き合う姿も見られた。郵政も「賞与」については地裁段階でゼロ回答だったが、それ以外の「諸手当・休暇」の是正については、ほ



ぼ完全に認められたからだ。郵政非正規社員は18万人いる。判決の影響は大きいものになるだろう

この日の旗出しは、最高裁西門ではなく正門だった。ガッツポーズで弁護団と原告が出てくると150人近い支援者から大きな拍手が起きた。そして、数十人のメディアが待ち構えているところで原告たちは垂れ幕を掲げた。何と6枚も



あった。「住宅手当勝訴・扶養手当勝訴・有給の病気休暇勝訴・夏期冬期手当勝訴・年末年始勤務手当勝訴」、そして原告のリーダー格である浅川喜義さんの垂れ幕には「格差是正一步前進」と書かれていた。

浅川さんがマイクを握った。「同じ職場で一緒に働いている正社員の同僚が『仕事が同一であること』を法廷で証言してくれた。これが裁判所に届いて動かしただろう。正規・非正規が丸となったから勝てた。とてもうれし」と目頭を熱くして語った。原告らが所属する郵政ユニオンは正社

員だけでなく非正規と一緒にあって闘っているか貴重な組合。この強みが活かされたのだ。そして浅川さんはこう結んだ。「みんな同じ人間なんだから同じように扱ってほしい。当然です。この判決をバネにさらに大きく前進させ、よりよい日本にしたい」と。

郵政西日本事件の弁護団で大阪医大事件も担当している河村弁護士はこう訴えた。「判決は画期的で格差是正の足がかりになる。しかし差別の中心である基本給・賞与・退職金について最高裁は取り上げなかった。

今後は、この格差是正に向けて運動を広げていきたい」と。今週出された一連の「労働契約法20条判決」で最高裁が示したのは、「諸手当・休暇」の是正については認めるが、「本給・賞与・退職金」など根幹の部分には手をつけないというスタンスだった。ここをどうこじあけていくかが、今後のたたかいに問われているのだろう。



16時50分からはじまった報告会（小平こども部長）衆議院第1議員会館）